

五監公告第14号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成24年 6月28日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類
定期監査
2. 措置を講じた対象課
教育委員会 学校給食センター
3. 監査の期間
平成24年4月26日～平成24年5月28日
4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 契約事務で、事務手続きに不備のあるもの、五泉市契約事務規則第4条第3項の規定に適しない事例が散見された。透明性、公正性を確保するためにも契約事務規則に基づいた適正な事務処理に努められたい。	契約事務規則を順守し、今後は競争入札による業者決定をしてまいります。
② 修繕、委託等について、2者以上から見積書を徴取しているが、業者選定決裁、見積依頼書及び見積調書が作成されてない事例が散見された。財務関係事務処理マニュアルを理解し適正な事務処理に努められたい。	財務関係事務処理に則り、適正な事務処理の執行に努めます。
③ 保守点検委託契約において、毎年自動更新による事務処理とされているが、地方自治法第232条の3は、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」とされている。法令を順守した事務処理に努められたい。	法令を順守した事務処理に努めてまいります。